

平成 2 1 年 8 月 1 3 日  
教育委員会会議室（秀栄ビル 2 階）

# 平成 2 1 年第 1 5 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成21年第15回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成21年8月13日(木)  
開会 午後 1時30分  
閉会 午後 3時38分
- 2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階)
- 3 出席委員 中 村 祐 治 宮 田 由 香  
田 中 健 一 古 岡 邦 人  
澤 利 夫

署名委員 宮 田 由 香

- 4 説明のため出席した者の職氏名
- |        |       |          |       |
|--------|-------|----------|-------|
| 教育長    | 澤 利夫  | 教育部長     | 近藤 忠信 |
| 教育総務課長 | 小林 健司 | 調整担当主幹   | 高橋 眞二 |
| 学務課長   | 岡部 利和 | 指導課長     | 樋口 豊隆 |
| 学校給食課長 | 石井 雅隆 | スポーツ振興課長 | 伊東 幸吉 |
| 図書館長   | 清水 啓文 |          |       |
- 5 会議に出席した事務局の職員
- |          |       |       |
|----------|-------|-------|
| 教育総務課庶務係 | 久保 義彦 | 鈴木 啓史 |
|----------|-------|-------|

## 案 件

### 1 議案

( 1 ) 議案第 2 0 号 平成 2 2 年度使用立川市立小学校教科用図書採択について

### 2 協議

( 1 ) 平成 2 2 年度使用立川市立中学校教科用図書採択にかかる調査・研究等について

( 2 ) 新図書館行政基本計画(仮称)について

( 3 ) 第 2 次子ども読書活動推進計画について

( 4 ) 小・中一貫(連携)教育のあり方について

( 5 ) 二学期制について

( 6 ) 確かな学力の向上について

( 7 ) 環境教育のあり方について

### 3 報告

( 1 ) 中学校給食管理システムの更新について

( 2 ) 柴崎市民体育館指定管理者公募等の報告について

( 3 ) 立川公園野球場基本調査設計の報告について

( 4 ) 第 1 6 期立川市図書館協議会の図書館長への答申について

( 5 ) 立川市図書館来館者利用アンケート調査の結果について

### 4 その他

## 平成21年第15回立川市教育委員会定例会議事日程

平成21年8月13日

教育委員会会議室

### 1 議案

(1) 議案第20号 平成22年度使用立川市立小学校教科用図書採択について

### 2 協議

(1) 平成22年度使用立川市立中学校教科用図書採択にかかる調査・研究等について

(2) 新図書館行政基本計画(仮称)について

(3) 第2次子ども読書活動推進計画について

(4) 小・中一貫(連携)教育のあり方について

(5) 二学期制について

(6) 確かな学力の向上について

(7) 環境教育のあり方について

### 3 報告

(1) 中学校給食管理システムの更新について

(2) 柴崎市民体育館指定管理者公募等の報告について

(3) 立川公園野球場基本調査設計の報告について

(4) 第16期立川市図書館協議会の図書館長への答申について

(5) 立川市図書館来館者利用アンケート調査の結果について

### 4 その他

---

開会の辞

中村委員長 平成21年第15回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員は、宮田由香委員にお願いしますが、よろしいでしょうか。

宮田委員 はい。

中村委員長 では、よろしくお願ひいたします。

本日は、議案1件、協議7件、報告5件、その他は、議事進行過程で確認いたします。

---

議 案

(1) 議案第20号 平成22年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について

中村委員長 議案(1)議案第20号、平成22年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について、事務局より議案の提案をお願いいたします。澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 これにつきましては、平成22年度に使用する小学校の教科用図書の採択についての提案でございます。よろしくお願ひいたします。

詳細は、指導課長のほうから、お願ひします。

中村委員長 樋口指導課長、詳細の提案をお願いいたします。

樋口指導課長 文部科学省より、21文科初第6064号、平成21年4月15日付け、「平成22年度使用教科書の採択について」の通知がきております。ここには小学校用の教科書につきまして、義務教育諸学校の教科用図書の無償給与措置に関する法律第14条を踏まえまして、21年度は20年度と同一の教科書を採択しなければならないこと、と定められております。

簡単に申し上げますと、小学校で使用する教科書は、議案の資料にございます本市で平成20年度に採択を行っております教科書を、引き続き、このまま採択をしなければならないということになっております。

以上でございます。

中村委員長 提案説明がありまして、採択しなければならないということではございますが、皆さんのご意見を聞いて、この件について議事を進めていきたいと思いますが、ただいまの提案に対して、ご意見あるいは質問、ありましたらお願ひしたいと思ひます。

〔「異議なし」との声あり〕

中村委員長 それでは、異議なしと認めまして、議案第20号、平成22年度使用立川市立小学校教科用図書の採択については、提案どおり承認されたということでお願ひしたいと思ひます。

なお、この議事に付帯することですけれども、新学習指導要領の、特に小学校の場合は先行実施ということで、来年でございますので、この議題とは直接関係ないかもしれませんが、特に授業時数が増加する算数、理科については、現行教科用図書を使うということになりますけれども、その教科指導に入るについては、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、この件を終了いたします。

---

#### 協 議

##### (1) 平成22年度使用立川市立中学校教科用図書の採択にかかる調査・研究等について

中村委員長 次は、協議(1)平成22年度使用立川市立中学校教科用図書の採択にかかる調査・研究等について、を進めていきたいと思しますので、事務局より提案をお願いいたします。澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 そのことにつきましては、前回も行いましたけれども、調査・研究につきましては、8月17日から26日までの土日を除きます8日間、午前8時半から午後6時までを研究期間とするものでございまして、使用している教科用図書の採択替えの必要の有無を判断する視点として、現在発行されている全教科用図書の研究をしようというものでございしますので、本採択は次回の教育委員会を予定しておりますが、その前段として、教育委員としての研究期間を8日間設けたと、そういうものでございしますので、よろしく申し上げます。

中村委員長 提案がございました。この研究期間について、質問あるいはご意見ありましたらお願いしたいと思います。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 それでは、平成22年度使用立川市立中学校教科用図書の採択にかかる調査・研究等の方向性は、事務局提案のとおりということで確認したいと思しますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、この件を終了いたします。

そうしましたら、また皆さんお忙しいでしょうけれど、是非この期間に研究等をよろしくお願い申し上げたいと思します。委員長より、お願いいたします。

---

#### 協 議

##### (2) 新図書館行政基本計画(仮称)について

中村委員長 次は、(2)新図書館行政基本計画(仮称)について、を協議いたしますので、事務局より、必要な説明をお願いいたします。澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 この基本計画、まだ仮称でありますけれども、この背景について若干説明をさせていただきます。

昭和52年に図書館の行政基本計画が制定されまして、それ以降は毎年、サービス計画というものを策定してきたわけですが、昭和52年以降、新たな計画がないということでございます。

それにつきましては、平成17年度には全市的な視点から、市全体のプランとしての経営改革プランが策定されるなど、図書館をめぐる環境は大きく変化をしておりますので、こうした状況に鑑みて、昭和52年のこの図書館行政基本計画をベースとするかどうかも含めて、ど

のような図書館づくりを進めていくかという本質的な議論をしていく。そしてまた図書館のあり方、あるいは図書館のサービスのあり方を希求して、第3次の基本計画との整合性を図って、新たな視点から図書館行政基本計画を策定したいということで現在進めているところでございます。

これにつきましては、先ほど状況の変化、経営改革プランということを申し上げましたけれども、それ以外にも、平成18年度には文部科学省の「これからの図書館の在り方検討協力者会議」というのが設定されておりまして、図書館の課題がそこには列挙されております。

一つは、超少子高齢化時代の到来のなかで、自己決定、自己判断社会になっていく、あるいは共同型の社会、IT社会、ニーズが進化してインターネット情報と図書館状況をどういうふうに使分けしていくのか、あるいは財政状況の問題、いろいろな問題が、図書館の課題があります。

この協力者会議の中では、これからの図書館像が示されておりますけれども、地域を支える情報拠点であること、住民の課題解決を支援する機能を強化していくこと。それから図書館のハイブリット化。これは先ほど申しました紙媒体と電子媒体の組み合わせということの意味のハイブリット化。それから、学校と行政機関の連携など、地域や住民にとって役立つ図書館としての存在意義の確立が求められているということでございまして、管理運営の課題としても、先ほど言いました財政状況から、さらなる効率的な運営を求められているということで、もちろんサービスの充実も求められておりますので、その辺の両立が課題。あるいは専門性を持った職員の確保等々がございます。

この計画を作るにあたっては、後ほど報告のところでございますけれども、図書館協議会の答申の内容の部分にも係りますので、新たな計画の柱としての提言もいただいているところでございます。

そういうことで、今のところどういう形で、先ほど言ったこれからの図書館像を希求していくための図書館行政基本計画の策定という状況でございますので、これについて、どのように教育委員会としても対応していくかというのが、答申は答申でいただいておりますけれども、大きな課題となってくる状況だと思います。

以上です。

中村委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明を受けまして、皆様から、発散的で結構ですので、自由な発言をお願いしたいと思います。

なお、本日の協議(2)につきましては、第一段階の検討でございますので、これをもとに事務局がまた図書館行政基本計画に生かして、また我々に提案という、そういうサイクルを繰り返していく第一弾でございますので、どうぞ忌憚のないご意見をお聞かせ願いたいと思います。

田中委員、お願いいたします。

田中委員 今、澤教育長からご説明があった中で、昭和52年以降、計画が新たに出ていない

ということと、平成 18 年のこの協力者会議で、今後の図書館の在り方、これが今、説明があったわけですが、私は、できればここで 2 つ今後検討していただきたいと。

その 1 つとしては、説明にもありましたが、電子データ媒体の問題、あるいは紙データの媒体の問題があるのですが、今、時代の流れからいって、やはり電子データ媒体の動きにどんどん進んでいるわけですね。そのことを勘案して、できましたら電子データ媒体と紙データ媒体のバランスを考えながら、より効率的に進めていただきたいと、そのように思っております。

2 点目ですけれども、中央図書館含めて分館それぞれあるわけですが、地域によって図書館がほしいという地域が、ずっとそういう声が続いているわけですね。例えば上砂地域などがそうなんです、そういうことを含めて、図書館を新たに分館としてどこか設置できたらなという、そういう要望に対して応えていくということが、少子高齢化に向けての期待に応えることでもあるなと思いますが、以上 2 点です。

中村委員長 わかりました。ありがとうございました。

ほかございますか。澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 今の議論に関連いたしますと、一方で、確かに空白区域というのがひとつ存在するのと、ただ、中央図書館との重複区域というのも実はあって、その辺の整合性をどうするかというのがいつも課題になっているところですが、その辺の視点を、各地域においてしっかりとサポートする体制をつくっていかねばいけないなとは思っています。

中村委員長 宮田委員、お願いいたします。

宮田委員 今の田中委員のご発言に少し質問なのですが、電子データと紙データのバランスとおっしゃられましたけれども、バランスというのはどのような感じでしょうか。

中村委員長 田中委員、お願いいたします。

田中委員 今、ご承知のように、どんどん電子データ化しているわけですね。それによって非常に管理がしやすい、効率的に済みやすいと。それが旧態然として紙ベースでずっと管理されている、蔵書を含めたものそうなのですが、それをより電子データベース化していく、そういう媒体が今後、必要ではないかと。

極端な言い方ですけど、例えば百科事典を電子データベース化して、そこから見ると。それによって図書館の中で非常に管理がしやすい、見る人も見やすいと。そういう状況があるので、そういうことも含めて今後、電子データの媒体化というのは非常に必要であると、そのように考えています。

中村委員長 宮田委員、よろしいですか。

宮田委員 わかりました。

中村委員長 私から意見を申し上げますと、やはり電子化はすごく大事だと思いますし、それは田中委員から言われた空白地帯を埋めるというのは、物理的ではなくて、そういうサービスでも埋めることは可能ですよね。もちろん電子データと紙データのバランスというのは、電子データが万能ではなくて、紙には紙の非常に有効な機能がありますから、それはそれで



大事だと思いますけれども、それでもやはり家にいながらとか、どこにいても、家にはない地域を支えるとか、あるいは住民の課題解決のためのデータというのは、とれるのにこしたことはない。しかもインターネットでとれる情報というのは、根拠性というか確実性が、全然違いますから、それはそれで今後、ハイブリット型という言葉を使うかどうかわかりませんが、是非、図書館行政基本計画には、その点については組み入れていただきたいと思っておりますね。

澤教育長。

澤教育長 答申にもありましたけれども、紙媒体と電子媒体を同時に使えるところは、やはり図書館しかない。他の公共施設では、なかなか両方見るということはできないということもあります。その辺の、両方の活用をどう進めていくかというのは、やはり大きな、これからの市民ニーズでもあるでしょうし、その辺も田中委員ご指摘のとおり、大事なところかなと思っております。

中村委員長 宮田委員、お願いいたします。

宮田委員 そうしますと、新たな図書館というイメージも多少ふくらむかなというところで、書籍というものだけではなく、ある意味タイムリーな情報というものも、遠くにいても共有できるという環境の拠点の一つになるのかなと、今のお話の中で感じました。

また、その電子データの管理については様々な問題もありますので、多く考えていかなければいけないとは思いますが、大変今後に期待したいと思えます。

中村委員長 是非その点については、今後事務局で検討いただいて、新しい時代の図書館の方向性、特に進歩した情報を使わないという手はないと思えますので。もちろん、これ一辺倒ではまずいと思えますけれども、お願いしたいと思えます。

ほかにございますか。古岡委員、お願いいたします。

古岡委員 今後充実すべき資料としまして、アンケートでも、趣味・娯楽書とかCD・DVD等が多くなってほしいということですが、中央館では、特にCD・DVDというデジタル化されたものが最も充実してほしいというアンケートの結果がありますので、ちょうど時代のニーズに沿ったデジタル化であると思えます。

中村委員長 書籍だけではなくてということですね。それをご検討いただければと思えますので、よろしくお願いしたいと思えます。

サポート対象が、今出てきた地域を支えるとか住民の課題解決とか、あるいは学校、地域との連携という点について、組織媒体をしっかりバックアップするには、特に学校との連携というのも大事だと思います。特に、図書館に今年入れていただいた支援員との連携というのも大事になるのではないかと思います。

今回は第一弾でございますので、また今後、事務当局が整理した課題についても検討していかなければいけないと思えますので、この件は、これでよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 図書館長など、基本計画に是非今のお考えを生かしていただければと思えます。

協議（２）の新図書館行政基本計画（仮称）についてを終了いたします。

---

## 協 議

### （３）第２次子ども読書活動推進計画について

中村委員長 その次、協議（３）第２次子ども読書活動推進計画について、協議いたしますので、事務局より必要な説明をお願いいたします。澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 この子ども読書活動推進計画は、平成 17 年 9 月に策定したわけですが、子どもに対して、読書活動を総合的に推進しようという計画でございます。現在、この第 2 次の計画に向けて策定作業を進めております。

この間の大きな、子どもたちの読書をめぐる変容ということになりますけれども、平成 15 年 9 月に平均読書冊数とかという調査をしております。これは 21 年 3 月に同様の調査をしておりますけれども、小中学生に特化して話を申し上げますと、例えば小学校では、平均冊数が小学校 1 年生は、平成 15 年 9 月の段階では 4.8 冊読んでいたと。東京都平均は 6.1 冊だったのですが、立川の場合は 4.8 冊という読書数が、21 年 3 月の調査では 15.7 冊ということで、小学校 2 年生も 3 年生もほとんどが前の調査を上回っているということで、例えば小学校 2 年生ですと 13.2 冊、小学校 3 年生ですと 9.4 冊、4 年生で 6.9 冊、5 年生で 4.2 冊、6 年生で 3.2 冊、だんだん減ってはいるんですけども、1 ヶ月の平均読書冊数は非常に増えていると。

中学生におきましても、中学校 1 年では、前の調査では 1.5 冊が今回の調査では 2.2 冊、中学校 2 年生では 1.4 冊が 1.8 冊、3 年生では 1.1 冊が 1.5 冊、こういう形で非常に増えているという状況でございます。そういう意味では、小学校も中学校もそうですが、どちらかと言うと読書が好きという子どもたちも増えてきているという、そういう状況下にあります。

そういう意味では、子ども読書活動推進計画というのは、全体的な、トータル的な計画でありますけれども、この辺をどう計画としてきちっと、何を重点にもっていくかというところが今回の目標でありまして、文科省のほうで子どもの読書サポーターズ会議というのを、片山前知事が座長をしております。それは今年の 3 月に、これからの学校図書館の活用の在り方ということ等についてということで答申を報告しておりますけれども、その中では、子どもの読書活動のより一層の推進に向けた対応として、おもに 3 つ挙げてあります。

1 つ目は、家庭や地域との連携等によって、読書の習慣づけを図る取り組みを活性化させること。これは単に学校だけではなくて、家庭や地域との連携によって読書の習慣づけを図る取り組みを活性化させる。

2 つ目は、特に中学校、高校においては、読書の楽しさを伝える効果的な指導、活動手法を伝えようということで、自ら図書館に足を運ぶ生徒だけではなくて、すべての生徒に向けたアプローチ、それを開発していこうという、そういう提案が出されています。

3 つ目は、その読書の楽しさを知る、知った児童生徒に対して、さらに読書の幅を広げる

指導を充実すること、これがやはり大きな学校の課題として挙げられております。

具体的な活動の活性化をする視点と推進方策については、6つほど掲げてありますけれども、1つは、学校図書館が中心となって学校における読書活動を多様に展開すること。

2つ目は、先ほどの重複になりますが、家庭や地域における読書活動推進の核として学校図書館を活用していったらどうか。

3つ目としては、学び方を学ぶ場としての学校図書館の整備を進めていくこと。

4つ目は、学校図書館の教員サポート機能を充実させること。

5つ目は、いつでも開いている図書館、必ず誰かがいる図書館を実現して、心の居場所となる学校図書館づくりを進めること。

6つ目としては、放課後の学校図書館を地域の子どもたち等に開放する、こういう6つの視点をこの子ども読書サポーターズ会議では示しております、これも今後の新しい子ども読書活動推進計画への大きなサジェスションになっているのかなと思っているところです。

以上です。

中村委員長 ありがとうございます。

協議に必要な説明をいただきましたが、それに関しましては、先ほどの(2)とも関係するところでございますが、皆様から、発散的で結構ですので、ご意見を賜りたいと思います。

古岡委員、お願いいたします。

古岡委員 学校訪問でも印象的でしたのは、授業での朗読が充実してきていたことです。英語教育と併行しまして、国語教育も推進していただきたいと思います。

中村委員長 ありがとうございます。

今の子どもたち、デジタル化の中で、デジタル情報を親しむ機会はかなりあるけれど、それとバランスをとった、アナログ情報というか紙面から学ぶということについては、ものすごく大事な要素があると思いますので、前回の子ども読書活動推進計画にもありましたけれども、やはり動機づけというのはものすごく大事で、きっかけづくりというのはものすごく大事だと思います。たまたま知らないで通り過ぎてしまうというのは非常に悲しいことだと思いますので、そういう動機づけとか、きっかけづくりを大切にしたい子ども読書活動推進計画にしていただければと思います。

そのためにはどういう策が必要かということは、また事務局でいろいろ練っていただきたいと思いますが、ほか、よろしいですか。

では、古岡委員。

古岡委員 今、委員長がおっしゃられたこと、本当にそのとおりで、メールを打つとか、メールを読んでいるときに国語力が上がっているという話が結構出ていまして、相手の言ったメールを理解するとか、自分で文章を推敲して打つとか、それと一緒に漢字も勉強してしまう、変換することで覚えるとか、そういうこともありますので、図書館のほうであわせて進んでいけたらと思います。

中村委員長 先ほど、図書館の場合はデジタル化ということを私も意見を述べたのですが、

逆に、子ども読書活動推進計画では、どちらかという、デジタルよりも紙のほうが成長段階ではもっと大事なかなという感じはしている次第なのですね。

先ほど言った学校の課題、どれも大事だと思うんです。だから、その策をどうしていくかということについて事務局にお願いしたいと思いますし、また、読書の幅を広げるという点についても、読むだけではなくて、読み聞かせとかあるいは読書感想文を書いてみるとか、一つの本についてお互いにみんなで討議してみるとか、それによって幅を広げるということも大事だと思いますので、単なる読書から発展させていくということも大事ではないでしょうか。

特に学校図書館支援指導員を小学校に入れていただいて、あの効果というのは絶大だったと思います。我々が学校訪問したときに、本が生きている、生き物になったという感じがして、それを中学校にも広げていくということは、私個人としても是非、事務局に予算化をお願いしたいと思います。

澤教育長、お願いします。

澤教育長 途切れのないという意味では、ブックスタート事業が幼児ということで始めたわけですけど、立川の場合はそこが始まって、小学校で充実して、今度は中学校ということで、それでとりあえず途切れのないという部分では少しオーケーかなと思うんですけども、ただ、問題は先ほど言いましたように、やはり読書の習慣づけですね。これをどういうふうに進めていくかというのが。ただ、学校だけでいくらやっても、なかなか習慣にはならない部分もありますので、やはり家庭や地域との連携をしていかないといけません。

あとは先ほど言ったように、楽しさを伝えるという、読んで楽しくないと、やはり読まなくなりますから、楽しさを覚えた子どもたちはさらに読書の幅を広げていく、先ほどのサポーターズ会議の提言も、どういうふう読書活動推進計画の中でしっかりと身を入れていくかということが重要なと思っています。

中村委員長 ありがとうございます。

楽しさを広げるということは、やはり読む楽しさを味わう環境づくりというのがものすごく大事で、そういう点、小学校に配置されている学校図書館支援指導員の、読書をする雰囲気をつくっていくという点でもものすごく効果があったと思います。そういう意味で、楽しさを広げるという点について、今後、立川市立図書館と学校とがどう連携してかという、一つのシステム、組織を何かつくっていく必要も大事ではないかと思っています。

宮田委員、お願いいたします。

宮田委員 今の、特に中学生、高校生、小学校も高学年ぐらいからでしょうか、経済活動の中で、アニメを否定するつもりは毛頭ございませんが、ある種偏ったアニメの本にかなりの子どもたち、大人もなのですけれども、興味を持っていて、そういったところから、書籍の持つ本来の意味から少し離れたところで、子どもたちは身近にそういうものが溢れているですね。

どちらかという、やはり興味関心をうまく持たせているわけですね。持たせることに

よってそちらに流れているんですね。そして人との対話ができない、あまり好まない子どもたちは、やはりその本にのめり込んでいっている。

そしてその中から、メールのようなもので文章を書いたり、絵を描いたりするということで、言葉を交わさないでそういったものを媒体に対話をしているという現実がありまして、これを否定的に捉えるか、もしくはこの興味関心から、そこに集っている状況を考えて、何か学校で子どもたちが本に向かう、興味を持つ、そんなアプローチをする、先ほど片山委員がされたというそのアプローチの開発ですか、そのあたりを学校の先生たちにやっていただけないのだろうかと思います。

中村委員長 ありがとうございます。

古岡委員、お願いいたします。

古岡委員 アスペルガー症候群といいまして、高次機能障害の方というのは、本を読んだ勉強とか、そういった文字での勉強はいいんですけども、物を聞いて理解できないのですね。人が何を言っているのか理解できないし、その裏に何が隠されているのか、行間に含まれていることが理解できない、言われたとおりのことしかできないアスペルガー症候群、とてもよくあるんですね。テレビとか映画でも題材にされているように、そういう方に多くて、ですから文字を充実させる教育をしてあげることがとても大事なことだと思います。

また、先ほどのグラフィカルなことですけども、漫画本はいいと思います。やはり右脳で考える、文章でおぼえること、どういうシチュエーションかというのは右脳で理解するんですね。本を楽しむということはシチュエーションをイメージすることですから、それを大事にするためにはグラフィカルなインターフェイスなども大事だと思いますね。

この間、立川第二中学校に教育長と一緒に学校訪問がありましたけれども、本を読んで、ディスカッションを大事にしようということがありまして、どういうふうに読んだかということをしてディスカッションをして、深めていくということは大事だと思います。

中村委員長 ありがとうございます。

澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 今に関連して、OECDの32カ国の15歳の調査が、2002年ですがあるんですけど、これにおもしろい結果といいますか、趣味で読書をしないという方が、日本の場合は53%で、他国だと平均は31%。しかしコミックを週に数回読むという割合は、OECDの平均では14%ですけど、日本は59%と。非常にちょっと特異というか、今の関係でいくとコミックが悪いのか良いのかということがありますが、世界から見ると、ちょっと特異なのかなというのは感じますね。

だから、いかに先ほど言った読書の幅を広げるかというところ、中学生、高校生は特に。小学生まで幅を広げていく議論よりも、先ほど言った、親しむという議論が先なのでしょうけれども。

中村委員長 コミックは一つのきっかけとか、必要性はあると思う。だけどそれ以外に幅を広げて、特に子どもたちのまだ未成熟な段階では、食わず嫌いということに対しては、先ほ

ど言ったきっかけづくりとか動機づけというのは大事だと思いますので、そういう意味で、楽しい雰囲気づくりをどうしていくかということが一つのポイントかなという感じはします。

田中委員、お願いいたします。

田中委員 関連してですけれども、先ほど教育長のほうから、子ども読書サポーターズ会議、そこから3点話がありましたね。

1つは家庭や地域での読書の習慣づけ、これについては立川の小中学校の中で、朝読書を推進しているところがあるわけですね。しかも時間としてはモジュールの時間を使いながらやって、かなり定着していると。それを学校が今度は一歩進めて家庭に、家庭読書15分運動、そういう運動を進めていくと。そうやって非常に子どもの読む意欲、関心が高まってきている、そういう実態があるわけですから、是非、学校でも朝読書をする。このときに大事なのは、先生も一緒に読むわけですね。そうすると子どもは一緒に読みますから。あとは、家庭とも連携しながら、先ほど申し上げた家庭での15分間読書なり30分間読書、そのことを是非推進していただきたいなと思っております。

2つ目に、読書の楽しさを伝えようということですが、これは学校において先生が読書の楽しさを伝えたり、あるいは学校の司書、支援員の方、その方から読書ってこんなに楽しいんだと、そうして勧めていく。そういう紹介をすると同時に、本市の場合ですと図書館の中に検索用のパソコンがあれば、それによって子どもはどんどん調べていくんですね。そういう環境整備が必要かなと思っております。

あと、最後に出ました読書の幅を広げようということですが、これについては、例えばですけれども、立川市読書教育フォーラムと。それには家庭も地域も学校も参加して、そして発表し合う、報告し合う、そこでフリートーキングを行うと。そうやっていくと非常にこの幅が広がっていくのではないかと。学校だけとか家庭だけでなく、学校も家庭も地域も一緒になって、子どもをその中心に据えながら、立川市読書教育フォーラム、そんなものを今後検討されるといいなと、そういうふうに思っております。

中村委員長 ありがとうございます。

具体的な提案までいただきましたけれども、きょうは基本方針の方向性について、いろいろ発散的なご意見をいただいて、それを具体的なことに対して、基本計画に生かしていただくという手順を進めるきょうはその第一弾でございますので、今の具体的な提案については参考意見ということとしますので、ほかにもいい方法があったら、提案していただくということになると思います。

ほかは、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

中村委員長 それでは、本当はもう少し時間をかけたいところですが、協議(3)第2次子ども読書活動推進計画については、これで終了してよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 それでは今出たご意見をもとに、事務局では、この子ども読書活動推進計画に

具体的な提案という形で生かして、次回、提案いただければと思いますので、事務局のほう、よろしく願い申し上げます。

---

## 協 議

### (4) 小・中一貫(連携)教育のあり方について

中村委員長 それでは協議(4)に進んでいきたいと思いますが、(4)から(7)につきましては、時間の許す限りなるべく時間をかけていきたいと思いますが、また一方で時間の制約ということもありますので、効率的に進めていきたいと思いますが、どうぞ活発なご意見をいただきたいと思います。

協議(4)小・中一貫(連携)教育のあり方について、協議いたしますので、事務局より必要な説明をお願いいたします。澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 小・中一貫あるいは中・高一貫、幼・小一貫、今いろいろな一貫教育なり連携が大きなキーワードになっておりまして、本市におきまして、その辺の一貫教育の導入ということでは、実際に小中学校連携教育活動推進委員会等を設置して進めてきているわけで、これは9年間を見通したカリキュラムの作成や具体的な実践を継続していくということで、教育の実践の成果を踏まえて、今後検討していこうというようなスタンスになっておりまして、立川においても、取り組みが始まっているという実態です。

ただ、先ほど言いましたとおり、あっちこっちで、いろいろな市で、具体的に施設一体型の連携教育を進めている市、区もあれば、連携教育を重視している市、区もあるということで、この小・中一貫の教育研究自体は、まだ序についたばかりと私は思っていますけれども、小学校、中学校の教職員が、共に指導内容の連続性あるいは指導方法の一貫性を研究していくことが重要ではないかというふうに思っております。

いろいろメリットは、中1ギャップの解消等々も言われているわけですが、一方ではギャップは必要だという議論もありますし、一貫教育といっても、では小・中がいいのか、中・高がいいのか、いろいろな議論があって、正直まだまだ定まっていないというか、私的にはそういうふうに総括をしておりますし、20年度の取り組みの26市の調査を見ましても、なかなかまだ連携の域を脱しないというところも多いことも事実ですし、横浜市のように、独自のカリキュラムを作成して、小・中連携にいくんだという市もあれば、川崎市のように、教師間の日常的交流を重視をして、穏やかな連携からスタートしている、いろいろな市もありません。そういう中で、本市においては先ほど申し上げたとおり、小・中連携教育活動推進委員会を充実して、教育の実践の成果を積み上げていこうというスタンスで、全中学校区においてこの小・中の連携教育が進められている、そういう状況でございます。

ただ、先ほど言いましたとおり、各小中学校区の地域の実情等々に応じて、何を重視して連携を進めるのかというのは非常に様々でございまして、私は逆に様々なほうが良いとは思っているのですが、その中から、何か成果としてきちっと取り出すものがあるかというところが今、検証といいましょうか、実践の中での検証をしている、そういう状況だというふう

に思っています。

中村委員長 ご説明ありがとうございました。

今のことをきっかけに、発散的で結構ですので、自由な発言をお願いしたいと思います。

田中委員、お願いいたします。

田中委員 今、澤教育長のほうからもお話があった、立川市として教育の実践の積み重ね、これをきちんとしてきているということで進めてきていると、そういうお話があったわけですが、私は非常にこの考えについては賛成ですね。と言いますのは、どちらかというところ教育委員会がトップダウンで、こういう形式で、こういう書式で、こういう内容で、こういう一覧表を作ってほしいと。そうやってつくっているために、非常に学校現場がぎくしゃくしてしまっている。学校の格差もありますから、うまくいかない。それで仕上がったものは、やはり児童生徒に定着しないという非常に大きな問題もはらんでいるんですね。

そういう中で、澤教育長おっしゃった教育の実践の積み重ねを本市は大事にしながらいくと。そういうことについて、僕は極めて大事なことだと思うんですね。ですから、一貫教育のシステムの中で、同一校舎内にある一貫型とか、あるいは同一敷地内にある建設型、そして学校内から離れている連携型と。そういう面で僕は、連携型として立川が実施している小中学校の連携教育が非常に望ましいなと思います。

それはなぜ望ましいかということ、その中で平成20年度の活動報告を拝見しますと、成果がこれだけ出ていますよ、課題はこれだけですよ、こういうのもありますよ、21年度はこういう方向を示して取り組んでいきますよと。非常に学校現場が意欲的にといいますか、学校の自立性、あるいは主体性が非常によく出ていますね。それはやはり、僕は、教員のやる意欲を高めていると、そう思っています。

その結果でどういうことが出てきているかということ、1つは中1ギャップの克服、それが今図られつつあるんですね。しかも義務教育9年間を通して、児童生徒の円滑な学力向上が図られつつあると、そのように思っております。その結果、全国学力調査が年々上がってきているというのは、その一つの根拠にはなっているのではないかと思います。

2つ目に、スムーズな児童生徒の成長を考慮した連続性と、児童生徒の発達課題を考慮した適正なカリキュラム、それを立川はつくろうとしている、それがやはり見えてくるんですね、この報告書の中から。

もう一つは、小中の先生方が授業を公開しあったり、あるいは拡大研究推進会を開いたり、あるいは講師を呼んで学んだり。あるいは出前出張しながら先生同士が連携協力しながら教員の資質向上を目指していると。ですから現在、指導課がそういう面ではリーダーシップを発揮しながら、ある面で地についた小中一貫連携の教育を進めているなということで、是非、なお一層指導課がリーダーシップを発揮して、円滑に進むようお願いしたいなと、そう思います。

中村委員長 ありがとうございました。

その他いかがですか。古岡委員、お願いいたします。



古岡委員 先日もお話したのですが、小学校と中学校、離れていまして、中学校は3年間だけで、いろいろな小学校から卒業生が集るといえるがあると思いますが、やはり少子化ということもありまして、小学校の建物で中学校のことまでできるようになりまして、比較的、教師の供給も増加しまして、その分充実した教育をかけられると思います。

それに、いつも問題になります外国人教師は非常に不安定な状況で、生活基盤が安定していないということがあります。やはりああいうのを拝見しますと、私のところにも交通事故で被害者になった外国人がいて、そのつど、そのつど不安定な生活基盤を与えることがありますが、ああいう不安定な状況は、非常に授業にも関係すると思いますので、小中一貫化して、教師の充実を図って、教師の生活基盤を安定させたほうが、身の入った生徒さんの指導ができると思います。

中村委員長 ありがとうございます。

私からも意見を言わせていただきますと、私は現在の立川方式、1中学2小学校、この特色を生かして、立川なりの小中一貫というか連携を進めていくのが筋だと思います。

と申しますのは、成長にとって、やはりギャップは必要だし、それを取り除くということは子どもたちの成長にマイナスになる。もちろんギャップを飛び越えられない子どもに対しては、それは援助する必要はあると思います。特に思春期、大人に向かってよちよち歩いている子ども、全部を「おんぶにだっこ」してしまうというのは、やはり成長が止まると思いますので、つまづいている子どもに対しては援助は必要でしょうけれど、特に自尊心を獲得するには何らかの挫折体験が必要だと。その現実を、挫折体験を受け入れるだけの精神的強さを獲得することによって、自己肯定感の感情を持つことができるという学説もあります。

私、前の職場で小・中一貫とか中・高一貫を試みているいろいろ調査しました。そのとき、小・中一貫にしても中・高一貫にしても、中・高一貫の場合6年間、小・中一貫の場合9年間、一番の問題は中だるみが起きて、その中だるみをどう克服するかというのが一番大きい問題で、新聞記事にも、中1ギャップが必要で、そのギャップは成長に必要なだという議論もありますし、必要なギャップは設けなければという議論もしていますので、そういうことを考えると、1中学2小学校の現在の立川の方式で、先ほど田中委員からあった、9年間でどう一貫のカリキュラムを組んでいくかということ、その筋をどこに通すか。その筋は9つ今ありますけれども、それを模索していくという方式はいいと思います。

ただし、トップダウンではなくてボトムアップをやっていくときの長所は、先ほど田中委員が述べられましたが、やはり忙しさにまぎれて、なかなか進まないという点もあると思いますね。教育委員会からトップダウンやると、ある程度時期が迫ってやっていくと思いますけれど、やはりまだ進み方は遅々としているという現状もあると思います。そのところはボトムアップでいいと思いますけれど、年次計画を立てるか何かする指導性は、教育委員会は発揮する必要はあると思います。

ほか、いかがでしょうか。宮田委員、お願いいたします。

宮田委員 まず、小・中一貫（連携）ですけれど、これ、全く別のものだというふうに私は

みます。

まず議論としては一貫であるべきで、幼・小・中まで含めたとして、高まで含めてもいいかなとも思うのですが、一貫教育というものの良いか悪いが、何をもって一貫とするかというあたりをまず考えなければいけないということと、それから連携というのは、今の社会の状況からして連携というものが必要であるということで、この連携が謳われているのではないかなと。教育も一つのところではなくて、連携し合っていくことでより充実していくのではないかなということ連携なのではないか。

特に立川などは地域とともに学校教育ということも言われていますが、その地域をなぜ取り込むかということで少し私も考えてみましたけれども、やはり多くの方が係わる、要するに、子どもたちにとって多くの方が係わる環境が得られるというのが、この連携のよさなのではないかなと。そして、その係わった人たちが共に考え合い、また学び合って、研究を進める方もおられれば、研修をしていかれる方もいるということで、連携することによって教育的な環境が整っていくのではないかな。ですので、連携はどうであっても私は必要だというふうに考えます。

母親が、子どもたちを家庭で生活習慣のしつけ以外に学習習慣をつける、要するに学校教育という場に送り出していくためには、家庭でもある程度の学習を連携してやっていかなければいけない。ある国は、そこを契約をするんだという話もありますけれども、そういったときに、やはり一貫であるとすごく見えやすい。親として、わが家ではこういう教育ではあるけれども、学校教育はこういう一貫でここを学ぶんだということが初めからわかっていますと、では、「わが家では、ここが」とか、「おたくでは、ここなのね」ということで、それぞれの課題というか問題が抽出できて、それに対して「では、どういうふうにしていこうか」、また、それがうまくいかないときには先生に相談したり、また、近所の方と相談し合うというようなことで、ここで連携も生まれてくるのかなということ、私としては、一貫であるということをもう少し考えていくほうがいいかなと。

そうしますと、例えばギャップが必要、挫折体験必要、中だるみがある、これらは、その先にある、今までのやり方で起こっているギャップや挫折や中だるみであって、これは、本来はないというか、あるんですが、当然あるわけですよね、個が育っていくうえでは。あらゆる場面でギャップというのはあるわけで、それが、本人が何かを目指していったときには、必ずギャップに出会うんですね。だからこのギャップは、今まで未熟だった環境が起こしてしまっているギャップであるので、ここの議論でいくと、本来、学校教育は何をすべきかとか、求められているかということに行き着くには遠くなってしまうので、成長の過程で、反面教師とかいろいろ言う表現があるように、それを作為的につくって教育の場ではやっていく部分も当然あるでしょうし、挫折体験もあるでしょうけれども、今までは人権等、そういう民主的な社会状況の中で、挫折感というのは非常にマイナスの挫折感が多かったのだらうなと思います。

それと、一つの建物に小学校、小学校まではどうでしょうか、中学校、高校、大学あたり

までで、最近特に都内の新しくなっている学校などでは、そういうことを試みているところが多いのですが、一つには、子どもの生活環境として、それだけの年齢の違いのある人間が、一つの目的を持った教育の中にいるとすると、非常に環境としては良いと。そしてその成長過程における教育目標がきちっと立っていれば、そこは教えていけるというか示していける、指導者側が。ですので、現状として、一貫として一つの建物にできるその土地がなければできない話で、あるというのであれば、それもひとついいなと。ないのであれば、一貫した教育目標を持って、連携をしていって生み出していくというふうに、私はそう考えます。今の段階で、ですけれども。

中村委員長 ありがとうございます。

ここではいろいろな意見が出てくるというのが大事ですから、一人が意見を言ったら、それに全部ということではなくて、いろいろな考えが出てきて、それを事務局がまた拾って、一つの具体策としてやっていく。

ただし、私、ギャップという言葉を使いましたが、ここでは中1ギャップということで、失礼いたしました。少し誤解を受けた面もあると思いますので。

田中委員、お願いいたします。

田中委員 今、宮田職務代理がおっしゃった、この一貫ということに非常にこだわっていらしたのですが、これはやはりきちんと、ある程度認識しておく必要があると思うのですね。そういう点で私は、1 つは、家庭においては何が一貫かと言いますと、基本的な生活習慣、これがしっかり一貫していないと、学校教育が非常に崩れてしまう。

2 つ目に、地域において社会規範意識、これがきちんと学校と一貫していないといけないなと思うのですね。

あと、学校においては、この一貫の問題については学習規律というのがあると思うんです。これがしっかり一貫してないと、クラスがバラバラになってしまう。学校の場合ですと2 つ目が、カリキュラムの一貫性、これがないとちょっと難しい問題だなと。あわせて先生方の指導方法の一貫性。先生によってみんなまちまちだと非常に子どもが戸惑う。そういう面で、だいたいこの時期から出ているかと思いますが、指導課宛に各学校から授業改善推進プラン、それをきちんと見直しをしていただいて、この学校に一貫性があるのかどうか、そういうところも含めて一貫ということを私は考えているので、これは私の個人的な考えですので、まだほかにも、実は一貫というのはこういった考え方もあるよと、それもまた、あるかと思いますが。

中村委員長 澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 一貫が連携かという言葉の概念でいくと、近隣市の中では、最初は小・中連携教育ということを中心に始めてきて、その次のステップとしては小・中一貫教育ということになって、最後は小・中一貫校、そういう3つの分け方をしている市もありますし、立川はどちらかという今、小・中連携教育という概念だと思います、今のレベルは。だから、まだ一貫教育までには至っていないとは思っていますけれども、その連携をどうきちんと、先ほ

と言ったように実績を積み上げて、一貫教育までいけるのかいけないのか、そういうところが多分議論になると思います。

中村委員長 そうですね。一貫に対する考え方も、ここでいろいろな考え方が示されたわけで、カリキュラムの一貫化というのもありましたし、一人の子どもを見据えて家庭、地域、学校での一貫、そういう一貫という進め方も出てきたし、ですからそこは整理しておく必要があると思います。

澤教育長。

澤教育長 個人的な意見ですけれど、幼・小連携のほうがこれから大事なかなと思う部分もあるし、立川の場合、幼稚園も保育園も多いわけで、だからやはり個人レベルの幼稚園、保育園の話から、集団としての小学校に入って行くわけで、年長さんになると集団としての読み聞かせとか、いろいろなカリキュラムとして幼稚園側、保育園側も取り組んでいる場合がありますけれども、そっちのほうも、もしかすると大事な部分かなとは思いますがね。

中村委員長 田中委員。

田中委員 2つですけれども、1つは、今回立川のある中学校区の中で、キャリア教育に取り組んでいるんですね。キャリア教育というのは今後、極めて大事であると思います。と言いますのは、自分が将来の進路をどう進めていくかと。ですから、小学校の場合ですと総合的な学習の中で体験を通して自分の進路を考えていく。中学校であれば、職業体験あるいは啓発的な経験、それを通してながら、自分の進路をきちんと考えていくということに非常によく取り組んでいるなというので、非常に感心しています。それが今後広がっていくことが大事だと思うんですね。

2点目は、澤教育長からも話があった幼・小連携、本当に一番これも大事なんですね。それはご承知のように、小1プロブレムという用語があるように、幼稚園、保育園の園の経営によってみんな、まちまちなんですね。それが学校教育に入りますと、今度は集団の場での教育ですからスムーズにいかない。そういう面で、今後、幼稚園の先生が小学校1年生を見学し、小学校1年生の先生方が幼稚園なり保育園を見学して、そしてお互いに情報交換し合っていくということと同時に、保護者との連携が僕は必要かなと思っているんですね。

中村委員長 宮田委員、お願いいたします。

宮田委員 先ほど田中委員のほうから、家庭の一貫教育といえば生活習慣をつける、また、社会規範意識を持たせるといふか、こういう話で、やはり家庭でできることは、まずはこれなんだろうなということで、私も思います。

ただし、今は塾があったりとか、中学では部活動があったりとかで、なかなか生活習慣といっても、私たちが育ってきた時代よりは、より多くの情報と子どもたちにとっては体験することが多いので、なかなか生活習慣は家庭だけでは実は付けにくいというのが現状で、また働きにも出なければいけないということで、とにかく社会によって生活習慣がついていっているというのが現状だというふうに思います。これは、本当は健康面からすると絶対にそれはよくないことで、でもなかなか立て直せない。幼・小連携になると、幼稚園の時代に

保護者がそのあたりを意識的に習慣づけることで、係わるということで子どもとの接点もより増えると思いますし、いいのかなと。

ただ、幼稚園もいろいろな幼稚園がありまして、個を育てることに目的を持っている幼稚園と、最初から集団生活を目指しているところと、大きく2つがありまして、その個の持っている性質といいますか特性から、どちらが最初でもいいのですが、見誤ると、実は集団生活からもう始めていい子、要するにそこを習得することから始めるのがいい子、そうではなくて、まず個を深めていくことがいい子、それを親が選びますので、ここのスタートからずれていくと、次のステップでの小学校で、個だけを育てていっているとなかなか馴染めない。性格的になじめる子もいるのですが、そこが違くと、まさに大波乱が起こるわけで、この習性は延々と続いて、たぶん取り戻せないかなというふうに私は思っています。

専門的な知識はないのですが、このあたりも考えて教育の一貫性、連携性というのを考えていくといいと思います。

中村委員長 ほかにございますか。だいぶいろいろな意見をいただきましてありがとうございます。特に、一貫の柱をどうしていくかというところの議論もたくさん出てきたと思います。時間が許せばもう少し皆さんからご意見を聞きたいところですが、小・中一貫(連携)教育のあり方についての協議を終了してよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、終了させていただきたいと思います。

また、本日の皆さんのご意見を踏まえて、小・中一貫教育のあり方についての、基本方針の方向性についての具体策は、事務局で作成いただくことをお願いしたいと思います。

今のコメントについては、協議(5)(6)(7)についても同様ですので、(5)(6)(7)では、事務局へへのお願いは省きたいと思いますが、一応ここで述べておきたいと思います。

---

## 協 議

### (5) 二学期制について

中村委員長 協議(5)二学期制について、を協議いたしますので、事務局より必要な説明をお願いいたします。澤教育長、お願いします。

澤教育長 この二学期制につきましては、生きる力を育むということで、子どもたちの学びを長期にとって、ゆとりの中で学びを充実させるということで始めておりまして、立川の場合は、平成17年の4月からすべての中学校で二学期制を実施して、その翌年でしょうか、上砂川小学校で始めているというのが実態でございます。

平成19年度段階の調査でも、立川を含めて、11市1町で実施されておりましたけれども、その内3市が全小中学校の二学期制をとっているということでございまして、どちらかというと、全国的な流れからすると少数派に近いということになるかと思えます。

全校で実施しているのが東村山市とか、狛江市は全中学校でという話があります。あとは武蔵村山市もやっておりますけれども、そういう意味では、新しい学習指導要領が改訂され

て移行措置も始まっているわけですが、この辺の各学校では、新教育課程の実施への工夫改善を行っていくわけでありまして、上砂川小学校においても、二学期制の実施という、教育課程につきましてもその成果と課題を明らかにしていきながら、どういうふうに対応していくのかということも考えていかなければならないと思いますし、中学校においても、校長とも相談をしながら、検討していく時期なのかなというふうに思っております。

もともと、平成15年のときに、当時の中学校の校長会からの強い要望を受けてこの二学期制というのが始まった経過もありますけれども、この辺の制度を発足して、新しい教育の環境も変わってきたという状況を踏まえると、その辺の検証作業をするべき時期にきているのかなというふうに思っております。

以上です。

中村委員長 ありがとうございます。

自由に、発散的で結構です。ご意見、いただきたいと思います。

田中委員、お願いいたします。

田中委員 今、澤教育長から報告があったのですが、平成17年の4月から実施をしてきたという経緯があるのですが、上砂川小学校の場合、二学期制を導入して既に5年が経過しているわけですね。このなかで、試行しながらほかの19校にどうそれを広げていくかということで鋭意努力されながら、なお19校がそれを導入できないという原因がどこにあるのか。それをきちんと検証委員会等で検証していくことが必要だと思うのですね。

しかも、小学校6年間の児童の発達課題を考慮した場合に、私は個人的には、どうも二学期制は小学校の場合の6年間というのは非常に厳しいな、なじまないな、そんな印象は持っています。これは私見ですので。上砂川小学校としては、成果と課題、それをきちんと検証委員会で検証して、それを公にしながらそれを尊重していくと、そういう方向が必要かなと思います。

あと、中学校の場合ですけれども、中学校は9校全部、二学期制を導入しているのですが、やはりこれもあわせて中学校の学習指導要領が2012年に全面的に実施するわけですので、その関係でこれもやはり検証委員会で検証していく必要があると。というのはなぜかといいますと、現場の校長先生方含めて先生方に意見を聞くと、発足した当時は希望に燃えてというか、非常にある面では夢を持ちながらやったけれども、現実には、やったらいろいろな問題があまりにも山積していると。

具体例をあげれば、9月に中体連が行われるわけですね。中体連と学校がそれに参加する、そのタイミングと状況が不安定で非常に難しいと。あとは、中学3年生が今度は高校受験に入りますね。そういうなかでの受験のあり様についても、二学期制のために非常に困難をきたしているという声も多々聞こえてくるんですね。

そういう意味で、改めてもう一度、2012年、中学校の学習指導要領を全面実施するにあたって、それまでにきちんと検証してほしいと、そう思います。それを受けて、改善すべきは改善するということが賢明かなと思っております。

中村委員長 ありがとうございます。

一番は、やはり子どもたちの生活のリズムと学習のリズムと健康のリズム、これをうまく一致させるということが大事で、田中委員もたぶんその辺のご指摘かなという感じが。その3つが二学期制だとうまく一致しないと、特に学習の区切りですよ。というご意見かなと思います。

澤教育長、お願いします。

澤教育長 参考までに、平成20年度に保護者アンケートをとったところがあるのですが、その中で、二学期制が年間の子どもと生活リズムに合っているかという問いに対しては、合っているという方も45%いらっしゃいましたけれども、合っていないという方も55%ということで、合っていないという方が過半数を超えているわけですが。それと、二学期制のところ、三学期制のほかのところと、周囲と調整はどうかということも聞いているのですが、これについては、なかなか周囲との調整が難しいと答えている方が63%で、難しいくないという方が37%ということで、やはり保護者のほうも、少しその辺の課題は認識されているのかなという状況です。

中村委員長 ありがとうございます。

これについては、我々いろいろ議論するところですが、先ほど教育長から発言がありましたとおり、我々と学校の校長とがいろいろ研究して進めて、最終的には、立川市立学校管理運営規則の第3条2項で、校長の申出によりということで、教育委員会が一方的にということではないと思いますので、我々はそれを踏まえて議論していきたいと思います。教育委員会が一方的にということではなくて、校長の申出によって二学期制にすることができるというのが第2項でございます。

田中委員、お願いします。

田中委員 おっしゃるとおりですね。先ほど教育長からお話があった、平成15年当時の校長先生の要望によってという説明があったのですが、今その要望に対して、現場の中学校9校の校長先生方がどうそれを捉えているかということ、成果と課題、それをきちんと明らかにしてほしいですね。そうしないと、今度また、ぎくしゃくする。それぞれ学校が勝手にやるというわけにはいきません。管理運営規則をきちんと位置づけていく問題ですので。是非、しっかりした検証委員会をつくって、検証していただきたいと思います。

中村委員長 そういうご要望ですね。わかりました。

宮田委員、お願いいたします。

宮田委員 やはり家庭との連携を考えると、今までの夏休みというのは学ぶ場を家庭にということなのですが、一つの結果として、三学期制のほうが、一学期やったことのまとめというのでしょうか、課題というものが明確にわかり、改めて、「では、夏休みをどう過ごすか」というような目標とか目的意識もかわってくる、過ごし方も変わってくるかなというふうに思うので、二学期制ですと、教育の一貫性にこだわるわけではないのですが、そのあたりもまだはっきりとしない中で、そこが少しゆるんで見えるというか、見えにくく、ぶれていっ

ているかなというふうに思います。

現状としては、やはり日本の場合は季節もありますので、それから、長い間の日本の文化を考えますと、夏休みという一つの期間というのは、何かひとつの文化があるのではないかなというふうに考えます。

中村委員長 そうですね、ある意味では自分自身の確保ということからも出てきているわけですからね。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、皆さんからいろいろご意見をいただきましたが、二学期制についての協議は終了いたします。

---

## 協 議

### (6) 確かな学力の向上について

中村委員長 協議(6)確かな学力の向上について、協議いたしますので、事務局より必要な説明をお願いいたします。澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 学校教育の基本的な方針として、やはり確かな力をつけさせるということは、これはもう教育の一番の目的でもあるし、学力の向上を図るという視点から、今年度もご案内と思えますけれども、13項目にわたって施策を展開しているわけです。

1 つは、授業力の向上と積極的な学校経営を支援するという立場から、小学校にマイスター事業支援指導員の派遣等々が一つあります。

それから、全小中学校の研究指定の継続と指導主事による研究推進訪問等を実施している。研究支援を強めていること。

それから、2・3年次の教員研修あるいは4年次の教員研修、授業観察の実施等々で、若手教員の研修体系を充実していく。

週ごとの指導計画あるいは授業改善プランの改善・充実によって授業力を向上させていくこと。

学校教育サポートセンター指導員による若手教員の指導、育成の充実。

サマーデイズ研修等を実施して教員の活性化と幅広い資質の向上を図ること。

それから、小学校に国語の少人数指導員を配置して、国語力の向上を図る。

それから、小学校の理科支援員の配置。

それから、小学校の科学教育センターの指導員の増員。

全小学校への学校生活協力員の配置によって、小学校1年生の学校生活の安定を図ること。

それから、学校学級特別指導員の派遣によって、学校学級の安定を図ること。

それから、全小学校へ学校司書を配置して、児童の読書を推進すること。

それから小学校の、先ほど申し上げました連携教育の推進ということで、連携教育活動推進委員会の充実と9年間を見通したカリキュラムの作成、あるいは具体的な実践。

それらの13項目を立川の場合は進めているわけでございます。



この間、平成20年度の全国学力学習状況調査の結果の中で、大きく学力の高い子どもたち、あるいは学校等の分析をしている論文がありましたけれども、その中で、家で自分で計画を立てて勉強する児童生徒の多いところは、やはり正答率が高い。2点目は、読書の好きな児童生徒がいるところは、国語の正答率が高い。3点目は、テレビ、ビデオ、DVDの見聞き、テレビゲームをする時間の短い児童生徒のいるところのほうは、正答率が高い。4点目は、家の人と学校での出来事を話している児童生徒のほうが、正答率が高い。5点目は、物事を最後までやり遂げてうれしかったことがある児童生徒のほうが、正答率が高い。学校のきまり、規則を守っている児童生徒のほうが、正答率が高い、そういう児童生徒側の分析もあります。

もう一方、学校側の分析としては、正答率の高い学校群では、やはり児童生徒は熱意を持って勉強している、そういう生徒が多いところ。あるいは授業中の私語が少なく落ち着いたというところが、正答率が高い。2点目は、もちろん先ほど言った児童生徒が熱意を持って勉強しているという学校も多いわけですが、教職員が校内外での研修や研究会に参加して、その成果を教育活動に積極的に反映させて、学校の教育目標やその達成に向けた方策について全教職員の間で共有する取り組みにあたっている学校のほうが、正答率が高いということ。それから、正答率の高い学校群の中では、児童生徒の思考を深めるような発問、指導をしている学校は正答率が高い。また、そうした学校のほうが、児童生徒が熱意を持って、先ほど言った、勉強しているということが言われております。最後ですけれども、正答率の高いところでは、国語の指導で書く習慣をつける授業を行っているところ、これは正答率が高い。そういう結果も出ておまして、今後とも立川においては、そういう視点からも取り組むべきであろうと思っています。

ただ、立川の場合、大きくここで変容しているのは、学力は全国水準ということでありましたけれども、学習に対する態度、意識調査、これは前回の教育委員会で報告がありましたけれども、やはりその辺が大きく変容してきているので、この間の調査でも、右肩上がりといえましょうか、子どもたちの学習態度が大きく変わってありましたよね。そういう意味では、ある意味では期待を持てる部分なのかなと思っています。

以上です。

中村委員長 ありがとうございます。

学習態度とか、先ほどの小・中一貫（連携）とも関連する点についても指摘されましたけれど、確かな学力の向上について、いろいろご意見を伺いたいと思います。

田中委員、お願いいたします。

田中委員 先ほど澤教育長のほうから、具体的な立川市教育委員会としての施策が13項目にわたってあったのですが、このことについて、非常によく努力されているなど。特に他地区から来た校長先生方あるいは先生方が、ここまでよくやってくれていると感謝していますね。そういう声は学校訪問の折にはよく聞かれます。

そのうえで、立川としては、29校すべてが研究に取り組みながら、その一部を地域保護者

に公開したり、研究発表しているわけですね。そのうえでさらに立川教育フォーラム、ここで研究発表したりポスターセッションして報告していると。このあたりはまさに樋口指導課長を中心とした事務局の皆さんの努力が大きい、そう思っておりますし、もちろん、それを受けて各学校の校長がリーダーシップをしっかりと発揮しながら、一丸となって取り組んでいる、そういう姿が垣間見られます。その結果が学力向上に非常につながっているのですね。

そのうえで、もう一回、立川の学力の向上を図るために考えてみる必要があるなというので、幾つか参考意見として述べてよろしいでしょうか。

1 つは、この時期から各学校から指導課に授業改善推進プランが提出されるわけですね。それにあたって、指導課がそれを受け取る時に、指導と評価の一体化という部分からもう一回見ていただいて、あわせて、各学校が検証の観点がしっかりしているのかどうか、明確にされているのかどうか、そのあたりが一つあるといいなと思っております。もちろんそうやっている学校もたくさんあると思いますけれども。

2 つ目には、自校の児童生徒が、特にうちの学校は何がすぐれているのか、何が劣っているのか、その現状を全教員が共通理解してほしいですね。一部の人に任せるということではなくして。その改善策が具体的かつ合理的に図られているかどうか、そんなことも大事なかなと思います。

3 つ目に、小中連携を進めているわけですが、文部科学省の実施した全国学力学習状況調査、これをもとに中学校区ごとに小中ともに、うちの中学校区の中では小中ともに学力が高いのか、あるいは小学校の学力が高くて中学校が低いのか、あるいはその逆であるのか、あるいは小中ともに学力が低いのか、そういう現状をしっかりと把握しながら、その原因がどこにあるのか、そのために何を、どのように授業改善すべきか、そんなあたりをもう少し明確化されていくと、より一層学力が向上するなと思います。

あと、これは大事な問題なのですが、全国学力調査の結果、非常に学力の高い地域があるわけですね。例えば秋田県などはそうなのですが、そこを含めて、学力の高いところをずっと調査してみますと、ある共通のものが見えてきているのですね。それは何が共通しているかといいますと、家庭学習で反復練習、これがものすごく定着している。秋田県などもその例ですね。ですから、本市の中でも非常に家庭学習を大事にしている学校が幾つも幾つもあります。ですから、できたらは全学校が家庭学習を習慣化し定着するように、なお一層努力してほしいと、そう思います。

もう一つ、先生方個々が、もう一度自分の授業を振り返ってもらいたい。つまり自己分析してほしいですね。ではその自己分析というのはどういうことを意味するかといいますと、縦軸に授業指導技術力。では指導技術力って何かと言えば、授業を展開する力であるとか、教材を解釈する力であるとか、あるいは評価する力、そういうものを縦軸にして指導技術力と私は考えています。横軸には児童生徒理解力と。これについては児童生徒を理解する力であるとか、教員自身の使命感とか、あるいは感性とか、そういうものを置いておいて、縦軸、横軸で自分はどの位置にあるのかと。つまり、指導技術力も児童生徒理解力も高いのか。そ

うなのか、あるいはそうでないのか、あるいは一方に偏っているのか、そういうことをもう一回先生方自身が振り返って、自分を見ながら研修、研究をしていくということが、より一層この確かな学力向上につながっていくと。

最後にもう一つ、学校行事が非常に忙しい、多忙化なので、どうしてもおざなりになっているのですが、やはり、これはおざなりにしてはいけない大きな問題があるんですね。それは教育理念であり、教育哲学なんです、それは何を意味するかと言いますと、学校現場としては関係法令、こういうものを基にしよう一回検証を深めてほしいと。

例えば昭和62年の教育職員養成審議会答申、あるいは平成9年の教育職員養成審議会答申、平成13年度の東京都教育委員会が望む教師像、非常に具体的にわかりやすく出ていますし、さらに学校教育法第30条の2項、これを学校がもう一回校長先生を中心にしてお互いに学び合うことによって、改めて「あぁ、こういうふうに教育理念が大事なんだ」、あるいは「教育哲学が必要なんだ」と。そのことによって先生方が新たに教員としての使命感、責任感、指導観、それが深まっていくのかなと思いますので、是非、今後そういう面での研修もしていただきたいと、そう思っております。

中村委員長 ありがとうございます。多方面のご意見をいただきました。

ほかにございますか。宮田委員、お願いいたします。

宮田委員 確かな学力、期待する学力というか、必要となる学力ですけれども、子どもは、そもそも学ぶ意欲というのは、多かれ少なかれ持っているというふうに私は思います。ですが、その意欲が削がれる原因がいろいろなところがありまして、それは学級経営の中にあつたりとか家庭環境の中に。大きくは今、このあたりで、どちらにどの程度のものかというところだと思うのですが、やはりメンタルな部分で自己肯定されているという実感が、学校でも家庭でも持てない場合には、意欲というのは全く削がれていっていると思いますし、どちらか一方で肯定された環境に置かれていれば、どうかなっていくというふうに思っています。今、多くはどちらにおいても認められる場面といえますか、時間が短か過ぎて、なかなか意欲がわかないのではないかと。

それから、学習指導力としての技術力を高めることはもっともなことなのですが、また、家庭でも家庭生活をしていくなかで、保護者がすべきことというのは明白なのですが、もう一つ、メンタルな部分がずっと続いていく、そこをみていく部分がないかもしれない。昔では家庭、親がそこを一貫して見ていったのですが、今は個の時代になって、親自身も自分ということを見つめることに迫られているので、なかなか家庭教育の中で子どもをずっとみていくという人がいなくなっているかもしれないなど。そういったときに、お互いの人間力を高めていくという部分での何か方法がもう一つ必要ではないか。それが自らが学んでいくという、どこまでも学び続けるという人間になっていくのではないかと、それが確かな学力に続くというふうに思います。

中村委員長 ありがとうございます。

その意見では、保護者のお互いのコミュニケーションの場としてPTA活動とか保護者会

等も生かして、どちらだって大事な機能が求められるかなという感じはしますけれども、ほか、ございますか。

特に立川の場合、研究を29校でやっているということはすばらしいと思います。今、教育長から13の施策がありましたけれど、各学校それぞれ努力なさっているけれど、これを一元的に指導課でというのも大変な面があると思うので、最終的には、これをきちんと一つのシステム化というか、まとまってやるならば教育センターが大事なかと。

ですから、私は確かな学力の向上を13の施策とか、あるいは家庭、地域、学校とか、放課後サポートプランもあると思いますけれど、教育センターが一元的に扱っていくということが、この13の施策をもっと効果あるものにしていくでしょうし、そういう点で研究情報の収集とか共有という点も非常に大きな力があると思いますので、立川においては、教育センターは確かな学力の向上を図るために必要だと私は考えています。

ほか、よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、確かな学力の向上については、多方面の議論がたくさん出てきましたけれども、この協議は終了いたします。

---

## 協 議

### (7) 環境教育のあり方について

中村委員長 協議(7)環境教育のあり方について、を協議いたしますので、事務局より必要な説明をお願いいたします。澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 環境教育については、平成5年に環境基本法が施行されてから、平成15年の環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律、あるいは平成18年の教育基本法の改正の中で環境の問題が明記されている。平成19年の学校教育法の中でも、しっかりとその辺の環境保全に寄与すること等が明記されてきたわけです。

立川市における取り組みとしては、今現在いろいろな取り組みをしておりますけれども、一つは、CO<sub>2</sub>の削減に向けた環境教育が20校全校で昨年は取り組まれておりまして、単学年での実施は11校で、複数学年での実施も9校ということで、かなり成果を上げているところでございます。

環境教育全般的には、他市の例では、校庭の芝生化、もちろん立川もやっていますし、あるいはビオトープの取り組み、屋上緑化、あるいは緑のカーテン、これは立川でもやっておりますけれども、食のリサイクル、農業体験、これらも含めて環境教育全般として取り組まれておりまして、あとは小学校教員を対象とした環境教育の研修会も、立川でも10月9日に、第一小学校で東京都の主催でやりますけれども、そういうような取り組みをしているということがあります。

環境教育を行う際のおもな視点は、5つほど挙げられておりまして、1つ目は、持続可能な社会の構築を目指す視点をしっかりと入れること。2つ目は、学校、家庭、地域社会等と連

携をすること。3つ目は、発達に応じて内容や方法を工夫すること。4つ目は、地域の実態から取り組むこと。5つ目は、消費生活の側面にも留意すること、そういう5つの環境教育の留意点が挙げられておりますけれども、立川の場合には、その意味では幾つか先駆的にも取り組んでいるところではございます。

まだまだ、環境教育といっても漠然としているところもありますのは事実でございますけれども、これらも含めて、CO<sub>2</sub>の削減の部分をもう少しより具体化して、議会などではフィフティ フィフティの考え方を取り入れるとかという意見も出ておりますけれども、その辺も、もう少し掘り下げていくのかなというふうに思っております。

以上です。

中村委員長 ありがとうございます。

では、ご説明に基づいて、様々なご意見をお聞かせ願いたいと思います。いかがですか。

田中委員、お願いいたします。

田中委員 今、澤教育長のほうから、平成5年の環境基本法から入って、それぞれ法令関係を踏まえながら、立川が非常に環境教育の先駆的な研究を進めていると。そのために環境教育の研修を10月9日にと。そういうことを含めて、非常によく取り組んでいるなということを感じます。

このことでもう一回振り返らなくてはいけないのは、東京都教育委員会の施策連絡会、あの中でも非常に強調されていましてね。大原教育長のほうから、教育施策の3番目に環境教育の推進を強く訴えておりましたし、あわせて、大野環境局・都市地球環境部長からは、首都東京が果たすべき役割、そういうことをテーマに2020年までに、2000年と比較して25%削減の目標を決定しています。さらに、日本初のキャップ・アンド・トレード、大規模事業所の削減義務、それを導入しましたというお話があって、東京都としても、また東京都教育委員会としても温暖化対策には真剣に取り組んでいるな、そんな印象を強くしました。

ですから、今、澤教育長から報告のあったことと非常に重なって、立川も大事にしているなというので非常に誇りに思うのですが、改めてここでもう一回具体的に取り組む必要があるなというので何点か申し上げます。

1つは、教育長のほうから報告がありました20校が、CO<sub>2</sub>削減アクション月間、これをもとに、電気関係あるいは水道関係、ごみ、レジ袋対策、これで行っているわけですね。家庭が一生懸命そうして取り組んできた、それに対して、学校自体も進めていただきたい。この削減アクション月間というのは家庭で行っているわけですね。だから学校も同じように、電気をこまめに消すとか、水道の水を垂れ流ししないとか、あるいは不必要なごみを出さないとか、パソコンがあれば、使わない場合には電源を切る、そういうことを具体的に取り組んでいくと、そういうことが大事ななと思います。そういう意味で、まさに家庭と学校が一体となってアクション月間を行うと。

あわせて、アクション月間を一月だけではなくて、年に数回あるいは学期に1回ずつでもいいですけども行う。そうやることによって、より温暖化対策含めた環境教育に意識が深

まるのではないか、そのように考えております。

2 つ目に、総合的な学習と環境教育、あと生活科と環境教育、これはもう一回推進していくということ。もちろん立川市の場合は推進しているのですが、日本の教育事情にもよりまずけれども、環境に対する社会参加の学習が一般に弱いな、そんな意識を持つのですね。また、環境については体験的に学ぶ機会は増えていますが、では環境のために自分が何を行うかという実践、行動、それが非常に弱いように私は思います。それと同時に、今回の学習指導要領をご覧になってわかるように、総合的な学習の時間が3分の1削減されているのですね。それぞれ小学校も中学校も75時間になってしまっていると。そんなこともあって、ちょっと環境教育への取り組みが一步後退している学校もあるやに聞いています。そう意味で今一度、環境教育の充実に向けて積極的に取り組んでいくということが大事だなと思います。

次に環境行動について申し上げたいのですが、環境への主体的参加を通して責任ある行動に結びつける、そういう教育が求められているなと思うのですね。例えばですけれども、ごみを拾うとか、除草するとか、リサイクル活動、花いっぱい運動、省エネ活動など、そういう個人レベルでの生活態度改善が、環境倫理という高い次元での資質を養うのではないかと思っていますね。そういう面で宮田職務代理も、この花いっぱい運動も含めて非常によく取り組んでいらっしゃる。これが個人レベルで、やはり学校と一体になって学校も取り組んでいくと。

最後ですけれども、地域環境づくりを通して、立川市のエコ地図コンテストと。そんなのがつくれたらいいなと思うのですが、例えば身近な地域環境の情報、絵の記号にしたりあるいは文字で地図化した作品づくりを通して、環境教育のひとつの手法として根付かせると。そういうことを具体的に取り組んでいかれるといいなと思っています。

中村委員長 ありがとうございます。

澤教育長。

澤教育長 補足しますけれども、先ほど言ったCO<sub>2</sub>削減のアクション月間の取り組みなのですが、20校全部で取り組んでいただいて、ただ、若干温度差がありまして、一番最小で取り組んでいるのが児童数でいくと26人、マックスが457人、これは全校ですが、そういう取り組みの差があります。全校取り組みについては表彰の推薦をうちとしてはやりましたけれども、そういう形で、トータル的には1,899人、約1,900人の子どもたちが取り組んだということですが、まだまだこの裾野をもう少し広げていくという、先ほど委員おっしゃったように、インセンティブといいますかそういう工夫も含めて、学校に趣意を喚起するという方策も必要かなと思っています。

中村委員長 田中委員。

田中委員 今の澤教育長がおっしゃったことは、学校に環境教育に対する意欲を非常に高めていますね。それは何を高めているかと言いますと、このCO<sub>2</sub>削減アクション月間、ここで非常によく取り組んでいるところに対してはインセンティブで予算化していると。それに

よってなお一層、環境教育に対して関心を深めることでそういう意識が高まってきていると、そういう報告も伺っております。是非、今後とも継続して進めていただけるとありがたいと、そう思っております。

中村委員長 ありがとうございます。

最近では流行らない言葉ですけど、シンクグローバリー・アクトローカリー、地球規模で考え、そして地域で活動するという、先ほど活動するという点についていろいろご意見をいただきました。実践すること、活動すること、行動することが大事で、もちろんその前には地球規模で考えるということも大事でしょうけれど、活動するときのご提案、いろいろいただきました。

だけど活動するとき、子どもたちだけに求めるのではなくて、それは学校、家庭、地域でお互いに活動、連携していかないといけない。そういう点で行政も一つのアクションで、例えば太陽光発電をやるとか、雨水の利用とか、一つはスクールニューディール政策で文科省からも言われていますが、教育委員会も考えているみたいですけど、そういうアクションも、要するに行政がひとつのアクションのモデルをつくっていく。そうすると、子どもたちがそれに倣っていくということも大事ではないかと思えます。

それから、人権感覚を高めるということで、人権感覚ということはお互いに認め合うということと共に、環境もということも広い意味では含むと思えますので、そういう中にこれを入れていくということも大事だと思います。

ほか、ございますか。

〔発言する者なし〕

中村委員長 では、本当はもう少し協議したいところですが、一応基本的なご意見をいただきましたので、環境教育のあり方についての協議を終了いたします。

先ほどの(4)から(7)までに出た意見につきましては、具体的な施策について皆さんの意見を生かして、具体的なものとして提案していただければありがたいと思えます。

---

## 報 告

### (1) 中学校給食管理システムの更新について

中村委員長 報告に移っていききたいと思います。

報告(1)中学校給食管理システムの更新について、ご提案を事務局よりお願いいたします。石井学校給食課長、お願いいたします。

石井学校給食課長 それでは、中学校給食管理システムの更新について、報告いたします。

お配りいたしました資料をご覧ください。

1の経緯にお示したとおり、立川市の中学校給食につきまして、平成9年に2校で開始以来、現在全中学校9校で実施しております。給食開始時から給食管理システムを導入し、各種事務を処理してまいりました。

システム導入から11年以上経過し、機器のリース期間も全校で満了しております。そうい

った状況の中、機器の老朽化が進んでおりまして、故障しても交換部品がないということや、使用するカードが生産中止になりましたということで、現システムの継続使用が困難となったために、平成21年9月から、システムを更新するものでございます。

更新にあたりましては、生徒がより使いやすくなるように配慮しまして、2の「予約事務システムの主な変更点」でお示したとおり、生徒の予約時に使用するカードは、従来の使い捨てのものから、何回も使用ができるカードへ変更いたしました。予約フォーマットにつきましても、画面にタッチするだけで処理が可能となるタッチパネル方式を採用し、日ごとの予約だけではなく、週単位、月単位の予約などが簡単な操作でできるように配慮しました。

またカードにつきましては、予約された日がカード自体に印字されるというような形になります。また、新たな予約を行った場合、取消処理をした場合、ご自分で処理ができるようにしましたけれど、その場合はカードの印字を書き換えるというような形にしております。

運用の開始につきましては、3の「システムの運用開始」にお示したとおり9月1日から、新システム運用にあたりまして、4の「操作説明」にあるとおり、生徒、教職員、学校事務職員を対象にした操作説明を実施し、円滑な更新ができるようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中村委員長 ご説明ありがとうございました。

それでは、質問とか意見等ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 操作説明にありましたけれども、使いやすくなったということですから心配はないと思いますけれども、いずれにしても周知方法については円滑に移行できるよう、よろしくお願ひしたいと申し添えます。

では、報告(1)中学校給食管理システムの更新については、終了いたします。

---

## 報 告

(2) 柴崎市民体育館指定管理者公募等の報告について

(3) 立川公園野球場基本調査設計の報告について

中村委員長 報告(2)柴崎市民体育館指定管理者公募等の報告について、ですが、報告(3)立川公園野球場基本調査設計の報告について、と一緒に報告ということによろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、報告(2)と報告(3)と一緒に報告をお願いいたします。伊東スポーツ振興課長、お願いいたします。

伊東スポーツ新興課長 それでは、スポーツ振興課のほうから、2件ご報告をさせていただきます。

まず1件目でございます。立川市柴崎市民体育館の指定管理者の募集等についてのご報告でございます。



柴崎市民体育館への指定管理者の導入につきましては、平成21年2月に、市民体育館の見直し方針を策定いたしまして、教育委員会及び3月市議会に報告をさせていただいております。その後、この6月市議会に指定管理者の導入が図れる条例改正を提案し、可決させていただきましたので、この条例改正を受けまして指定管理者の募集要項、仕様書等作成し、8月17日より公募を開始する予定として、8月10日号の広報に発表したところでございます。

募集に対する管理運営のおもな基本方針の内容でございますけれども、第1に、公の施設のための公平・公正な管理運営。第2に、スポーツ振興計画に基づき、生涯スポーツのまちづくりへの拠点施設として、スポーツ医科学等を活用した市民健康づくりに資するような取り組み。第3に、市等の主催スポーツ振興事業に協力、連携を図ること。第4に、地域スポーツ活動等の支援と市民ニーズを把握し、効果的、効率的な創意工夫をした対応を行うこと。第5に、施設等の機能を最大限に発揮させ、安全管理に努めること等となっているところでございます。

次に、指定管理者が行う業務、ご提案を期待しているところの内容でございますけれども、第1に、施設全般の管理運営に関する業務。第2に、建物附属設備及び物品の維持管理並びに保全に関する業務。第3に、生涯学習に関する業務。第4に、スポーツ行政への協力業務、第5に、自主事業などでございます。特に、開館時間、使用時間及び休館日についてでございます。それから、自主事業では、スポーツ医学等を取り入れた健康づくり、及び地域スポーツ団体との連携、新たなスポーツイベントなどを期待しているところでございます。

指定期間につきましては、平成22年4月1日から27年3月31日の5年間としてございます。

今後の指定管理者のスケジュールでございますけれども、21年8月17日から募集開始、ホームページで要項並びに仕様書等をお取りできるようになってございます。

現地説明会を21年8月31日月曜日、午後2時から予定しております。

応募の受付は21年9月14日から16日、これは紙ベースで3日間お受けすることとしております。

選定結果につきましては、行政経営課のほうで今後運営しますけれども、21年10月下旬のころを予定しているところでございます。審議会としての指定期日を21年12月というところを予定をしているところでございます。

以上、指定管理者のご報告とさせていただきます。

その次は、報告(3)の立川公園野球場基本調査設計の作成につきまして、ご報告をさせていただきます。

平成25年に開催されます第68回国民体育大会において、青年男子の軟式野球の開催に伴う一斉整備に向けまして、改修計画を策定いたしました。

おもな基本計画の内容でございますけれども、国民体育大会の開催可能な無駄のない計画、大会後、一般市民が日常的に利用しやすい合理的な計画、施設の安全性、快適性、耐久性、経済性を追及した計画、運営管理の視点や予防保全型の維持管理の視点からの計画であるこ

などを基本に、基本調査設計を策定してございます。

改修計画の内容でございますけれども、国体を控えてございますので、東京都の中央協議団体のいろいろな指摘を受けてございます。その指摘を受けまして、改修計画と、一般市民が日常的に利用しやすいという視点についてのおもな内容でございます。

1つは、バックネットの改修。バックネット裏からの視認性が最もすぐれた吊り式とする。

スコアボードでございますけれども、現在のスコアボードの上に高圧線がはしっております。高くすることができないという考え方でございますので、スコアボードとバックスクリーンを分離して、表示方式につきましては、得点、選手名、チーム名を磁気反転式で、カウントにつきましては、LEDという形にしたいと考えております。

それから内野観覧席でございますけれども、現在コンクリートの打ちっぱなしのような形でございますので、ここにノンセパレート型のシートタイプのベンチを採用している。

それから野外照明灯の設置でございます。今まで、既存ではございますけれども、4基の照明灯がついてございましたけれども、安全性に配慮して、4基撤去してございます。そこに新たに公式競技用の照明灯を設置するということでご承認いただいております。照度は、内野で750、500、300ルクスというような3段階で切り替えるタイプを採用する予定でございます。

ダックアウトにつきましてはゴムチップウレタン、管理棟につきましては塗装工事並びに遠隔操作盤、グラウンドにつきましては芝生等の入れ替え、改修に伴う手続きとしましては、照明灯などの建築物の計画届などを必要としているところでございます。その他、防具マット、サイン計画、給排水などの改修を予定しているところでございます。

改修工事の期間でございますけれども、23年度に照明灯とグラウンドの整備を行いますけれども、これ以外のものにつきましては、平成22年に改修するというところで、22年、23年の2カ年にわたって改修工事をしていきたいというふうに考えております。

改修金額でございますけれども、平成22年度で基本計画の段階で約3億7000万、23年度で約4億8000万の計画提案を受けているところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

中村委員長 ありがとうございます。

報告(2)と(3)に関して、質問とかございますか。これはにつきましては、前にやっていることでございますので、よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 それでは、報告(2)柴崎市民体育館指定管理者公募等の報告について、報告(3)立川公園野球場基本調査設計の報告について、を終了いたします。

---

## 報 告

(4) 第16期立川市図書館協議会の図書館長への答申について

(5) 立川市図書館来館者利用アンケート調査の結果について

中村委員長 続きまして報告(4)第16期立川市図書館協議会の図書館長への答申について、(5)立川市図書館来館者利用アンケート調査の結果についても関連がありますので、一緒に報告をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、一緒に報告をお願いしたいと思います。清水図書館長、お願いします。

清水図書館長 それでは、報告(4)第16期立川市図書館協議会の答申につきまして、第16期図書館協議会に対しまして、今後の図書館サービスのあり方について諮問いたしてまいりましたが、8月11日に答申が可決されましたので、報告いたします。

答申は、「立川市図書館における新たな図書館行政の展開に向けて」と題し、昭和52年に策定されました図書館行政基本計画の中の「立川市図書館の図書館づくりの5本の柱」

1点目といたしまして、身近なところにある図書館。

2点目、くらしに役立つ図書館。

3点目、親しみやすく利用しやすい図書館。

4点目、誰でも利用できる図書館。

5点目、読書の自由を保障する図書館、を支持し、この5本の柱を基本として、更なる図書館づくりをめざすことを提言し、それを実現するための新たな7つの目標として、1点目「本を読むことの意義を評価する図書館」、2点目「地域の活性化を促す図書館」、3点目「子どもたちの成長をサポートする図書館」、4点目「質の高い情報サービスを行う図書館」、5点目「障害のある人にも役立つ図書館」、6点目「多種多様な機関と連携・協力する図書館」、7点目「市民参画により、成長する図書館」を掲げております。

この答申の内容につきましては、第1章、立川市図書館の現状と課題、第2章、新たな図書館行政の展開に向けた基本方針、第3章、これからの立川市図書館のサービス、第4章、図書館行政を支える経営資源の確保、大きく分けまして4章からなる内容となっております。

この答申を基本といたしまして、新図書館行政基本計画を今年度中に策定し、今後の図書館サービスの指針として、さらなる図書館サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

報告(4)につきましては、以上で報告を終わります。

報告(5)平成21年度の立川市図書館来館者利用アンケートにつきまして報告いたします。

立川市図書館では、図書館サービスの指針となるべき新図書館行政基本計画(仮称)と第2次子ども読書活動基本計画の策定を進めておりますが、その参考とするために来館者の皆様にアンケート調査を実施いたしました。

調査期間は、平成21年4月7日から4月19日、中学生以上の方を対象といたしまして、回答者自身が内容を記入する自記式アンケートの方式をとり、全館合計で2,048部の回答を得ております。

回答者の特性といたしましては、全体的に女性のほうが多く、地区館では6割を占めております。年齢は、中央館は20代から40代が多く、すべて合わせますと回答者全体の半数以

上、約 55%を占めております。一方、地区館は 30 代と 60 代がそれぞれ 2 割を超えており、中央館で多かった 20 代は 5.1%とやや少なくなっています。

住所につきましても、中央館に市外在住者が 24.8%を占めることや、多摩川図書館におきましては 85%が富士見町在住者であることなど、中央館と地区館の立地特性や地域特性がみてとれます。

完全に同様ではございませんが、平成 18 年に行ったアンケートでは、中央館において、女性が 53.9%、男性が 45.9%と、今回男性が伸びていること、年齢につきましては 20 代から 40 代が 55%と同様の数値であったことに比べまして、50 代では、18 年度の順位が 3 位であったのが今回は 4 位、60 代では、18 年度が 4 位であったのが今回は 3 位と、団塊の世代が移行しているということがうかがわれます。

図書館の利用時間について、中央館において、何時まで利用したいかという新たな設問に対しましては、平日、午後 7 時(今までどおり)と答えた方が半数を超えているのに対して、土日、午後 5 時まででは、4 割を切っており、時間延長の要望が多いことがみてとれます。一方、地区館においては、今までどおりとした方が半数を超していますが、49%弱の方が延長を望んでいる事実と、来館者調査であることから、来館できないという方の声が反映されていないことも事実としてあります。

その他、言及はいたしません。図書館サービスに関連いたしまして、かなり多くの質問を設けておりますので、今後このデータや、先に行いました小中学校のアンケートなどもあわせまして、参考といたしまして、新図書館行政基本計画と第 2 次子ども読書活動推進計画、2 つの計画づくりに生かしていきたいと考えています。

以上です。

中村委員長 ありがとうございます。

それでは、質問とか感想はございませんか。

先ほどの協議で、新図書館行政基本計画と第 2 次子ども読書活動推進計画でもあったと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 それでは、報告(4)第 16 期立川市図書館協議会の図書館長への答申について、報告(5)立川市図書館来館者利用アンケート調査の結果について、の報告を終了いたしますが、今の 2 つの結果につきましては、先ほど協議で出ました皆様のご意見を参考にしながら、特に図書館長への答申につきましては、その内容を精査して、先ほど 2 つにとおっしゃいましたとおり、新図書館行政基本計画及び第 2 次子ども読書活動推進計画に生かして、また具体的な案を提案していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、報告をすべて終了いたします。

---

その他

中村委員長 その他に移ります。

新型インフルエンザの状況と対応について、岡部学務課長、お願いいたします。

岡部学務課長 それでは学務課から、新型インフルエンザの状況と対応について、ご報告いたします。

小中学校の夏休みも半分を過ぎているところですが、新型インフルエンザは一向に終息する気配をみせておりません。各地で、特に中高生を中心の集団発生していることを伝える報道が連日流されております。

東京都では、7月の末から集団感染に関する情報のみ、毎週水曜日に公表していますが、これによりますと、7月27日月曜日から8月2日の日曜日までの1週間で46件、8月3日の月曜日から8月9日の日曜日までの1週間で49件の集団感染が都内で発生しております。

立川市内でも、都立立川国際中等教育学校におきまして、7月末に前期課程に在学しております吹奏楽部の生徒5人が新型インフルエンザに感染したとの情報が入っています。まだ結果は判明しておりませんが、立川市内でも、市内の私立学校に通う小中学生におきましても、インフルエンザのA型に感染して、保健所で詳細な調査を行っているとの情報が入っております。夏休み中でも部活動や学習塾など、児童生徒が集る機会は多くありますので、今後も学校と連絡を密にして、注意してまいりたいと考えております。

また、夏休みを利用して海外へ出かける先生につきましても、小中学校で67人いらっしゃいます。これにつきましては、旅行計画を事前に提出していただいて、帰国後も最低1週間は児童生徒と接触しないような、そのような日程を組んで出かけている状況です。

なお、新学期につきましても、この新型インフルエンザにつきましても同様な状況が続くと思われるので、警戒が必要となってくると思います。引き続き学校や関係機関と連絡をとりながら、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

中村委員長 報告がございましたが、これについてございますか。

古岡委員、お願いいたします。

古岡委員 先日来お話ししておりましたワクチンのことに関しましてですが、皆さんも、ワクチンができて11月ごろから打てるのではないかというふうに新聞にも載っていることはもうお聞きになっていると思いますけれども、アメリカではもう少し早いのですけれど。立川市でも、7月24日からインフルエンザに対して、個別症例に対しては、今までは保健所に届けていたのですけれど、それが不要となりまして、1週間に2人以上、医療機関で新型インフルエンザA H 1 N 1と診断した場合は、保健所に集団発生として、疑われるとして連絡するということになりました。保健所でPCRというウィルスの量をはかる検査をするわけですが、そういうふうになりました。

プレパンデミックワクチンという話になりますけれども、今までの季節性のワクチンとだいぶ様相が違いまして、プロトタイプワクチンといいますが、この場合は、季節的にインフルエンザワクチンを医療機関で個別に接種するのに比較して、集団で打つことになります。

これは厚生労働省の大臣が必要と決めた場合には、都道府県の知事に指示を出しまして、

その知事が市長に接種を指示することになりまして、ですから、その市長のほうが個々の学校に関しましては、校長に指示して打つことにするわけですが、当然、医師会のほうでもそれは全面的にバックアップするわけですが、当教育委員会はその管理、指示指導するという形になりますね。最も大きい違いは、予防接種法第6条において、今申し上げましたように都道府県の知事が市長に指示できるということと、厚生労働省の大臣が都道府県の知事に行わせるということでもあります。

今まで心配されてきました鳥型のインフルエンザワクチン、これは非常に強くて、つくるにも大変でして、いまだに無理ですけど、今回のワクチンは、ワクチン自体が弱くて、普通のインフルエンザワクチンと同じ、鶏の卵でつくりますので、比較的簡単にできたと思います。

ちなみに、パンデミックではあるのですが、今もお話があったように、どんどん増えてはいるわけですが、症状としてはそんなに強くなって、十分に対応できるということです。

医療の言葉に関しましてですが、A H 1 N 1 はソ連型というのですが、それはいろいろとテレビなどで聞かれると思うのですが、一つは免疫の初期化と免疫不活化、ブースター効果と言いますが、この2つだけ覚えておいていただきたいのですが、ワクチンに関しまして、卵などでつくりますけれども、ワクチンを成熟させて、免疫細胞を活性化することを免疫初期化といいまして、その数を多くして抗体価を高めることを免疫不活化、ブースターと申します。この間、ブースター効果について、夜集ったときにご説明しましたけれど、結構よく、これから出てくると思いますので、覚えておいていただければと思います。

今申し上げましたように、肅々とワクチンが出てきているのは事実であります。

中村委員長 特にワクチンについてご説明いただきました。

例年と違って7月下旬から感染の発病者が増加しているという報道もあるところがございますので、これから夏休みの残された期間、部活動での接触の仕方とか、9月1日から学校の教育活動が正常にできるように、各学校に対して適切な指導が必要だと考えられますので、指導方、何かとよろしく願いしたいと思います。

それでは、その他ほかにございますか。

〔「ありません」との声あり〕

---

#### 閉会の辞

中村委員長 それでは、長時間ありがとうございました。平成21年第15回立川市教育委員会定例会を、これをもって閉会いたします。

次回、平成21年第16回教育委員会定例会は、8月27日木曜日、13時30分より開催いたしますので、皆様よろしく願いいたします。

午後 3時38分閉会

署名委員

.....

委員長